

第28回認定 構造改革特区計画の概要

番号	都道府県名	作成主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の 区域の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
新規計画 7件							
1	北海道	北海道宗谷郡猿払村	猿払村「心と体を育む給食特区」	北海道宗谷郡猿払村の全域	現在の浜鬼志別保育所の給食は、同施設内で調理し園児に提供しているが、築後30年以上の建物及び機器の老朽化が著しいため、10分ほどの距離にある鬼志別保育所(平成16年建設)で浜鬼志別保育所3歳未満児も含め全園児分を調理し外部搬入とする。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
2	福島県	二本松市	東和ワイン特区	二本松市の区域の一部(東和地域)	二本松市東和地域は農業生産条件や農業を取り巻く情勢の厳しさにより担い手が不足し、農業者の高齢化や、耕作放棄地の急増等が課題となっている。 このような中、地元NPOを中心に農地・里山の再生、特産品の開発、都市と農村の交流等の地域活性化の取組みが行われており、その動きに呼応して有志によるぶどう栽培がはじまり、地域オリジナルワイン造りの機運が高まっている。今回の特例措置を活用したワイン製造により、新たな地域特産品が生まれ、耕作放棄地の解消や都市と農村の交流促進による地域活性化と定住促進を図る。	709	特産酒類の製造事業
3	千葉県	千葉県	元気いっぱい障害児給食特区	千葉県の全域	児童福祉法の改正により、平成24年度から地域の療育拠点として新設される福祉型・医療型児童発達支援センターの設置推進は、センターへの移行が予定される障害児通所施設が現在24箇所にとどまっている本県の大きな課題となっている。 については、給食の外部搬入による経費の節減という手法を活用して、多くの事業主体のセンター設置への参入や、障害児通所施設のセンター移行後の安定的な事業運営やサービス水準の維持向上を図るとともに、千葉県産品を利用した地産地消(千産千消)を進め、食を通した郷土意識を育む。	939	障害児通所施設(児童発達支援センター)における給食の外部搬入方式の容認事業
4	岐阜県	下呂市	滝の町 飛騨小坂どぶろく特区	下呂市の区域の一部(小坂町地域)	下呂市小坂町地域は、NPO法人飛騨小坂200滝が行う「小坂の滝めぐり」が「岐阜の宝もの認定第1号」に認定されたことにより、多くの地域住民が小坂の滝に誇りを持ち、小坂町地域へ多くの観光客が訪れていただくよう取り組みが始まった。滝を訪れる観光客は以前は、年間1万人台であったのが、年間5万人の観光客が訪れることとなった。しかしながら観光客の大半は通過型観光の方が多い。今後は、農林業や商業の連携を強め、滝の町小坂の濁酒を提供することにより、通過型観光地から滞在・滞留型観光地へ転換し地域の活性化に繋げたい。	707(708)	特定農業者による特定酒類の製造事業
5	愛知県	日進市	日進市子ども発達支援センター安心安全給食特区	日進市の全域	市内公立保育園から給食を搬入することにより、安全で安心の給食を効率的に提供できる。搬入後、刻み、再加熱等個々の児童に対応した処理については、センター内調理室で行なうことにより、きめ細やかな給食を提供する。	939	障害児通所施設(児童発達支援センター)における給食の外部搬入方式の容認事業
6	鳥取県	倉吉市	倉吉市蜂蜜リキユール特区	倉吉市の全域	全国的な動向と同じく、少子高齢化過疎化が進む本市において、中山間地域に限らず、旧市街地にあたる地域でも様々な諸問題が生じている。このような農業や自然などの地域資源を使った活性化を行えない地域においても、地域活性化の取組は必要である。そこで、農地等を必要としない「養蜂」に着目し、蜂蜜を使って製造する蜂蜜リキユールを特産品として育て、多くの方を地域に呼び込み活性化を図る。また、特色ある地域づくりとして、市内外に広くPRすることで、観光客や交流人口、地域内の消費の拡大を見込む。	709	特産酒類の製造事業
7	長崎県	長崎県	長崎県保育所看護師配置促進特区	長崎県の全域	本県では、離島・過疎地域を多数抱えていることから小規模保育所が多く所在する。また、近年の就労形態の多様化に伴い、乳幼児期から保育所へ入所する児童が増えている。このため、乳幼児の健康保持及び保育中の体調不良等に適切に対応するため、本特例を活用し、保育所における看護師等の配置促進を図る。	936	保育所における看護師配置補助要件の緩和事業